

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(SPS 協定)附属書 B の 5(a)に基づくものです。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基 づく告示について

下記のとおり、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。)第 16 条に基づき、輸入にあたり届出を要する場合等について指定する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出ください。

記

1 件名

カルタヘナ法第 16 条の規定に基づき、輸入に当たり届出を要する場合の指定

2 対象品目

パパイアの栽培用種子及び苗

ワタの栽培用種子

3 趣旨及び目的

輸入時の栽培用種子・苗に関する立入検査の結果を踏まえ、カルタヘナ法第 16 条及び法施行規則第 17 条に基づき、我が国へ輸入するにあたりその都度届け出なければならない場合及び当該届出の期日を指定する。

なお、当該届出をした者に対し、その者が行う輸入に係る生物につき主務大臣の命令を受けて検査する場合の、検査の方法及び検査手数料を併せて定める。

4 適用予定日

平成 30 年 4 月 1 日

5 意見提出先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL (03)3502-8111 内線 4510
FAX (03)3580-8592

6 意見提出期限

WTO事務局から配付された後 60 日間